

青森県報

第三千五百七号

平成二十四年
二月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

青森県個人情報保護条例第二十條第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正

(総務学事課) 一

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定

(青少年・男女共同参画課) 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出

(健康福祉政策課) 二

救急病院の設置

(医療業務課) 二

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出

(障害福祉課) 二

退

(同) 二

家畜伝染病の発生

(畜産課) 三

道路の区域の変更

(道路課) 三

都市計画事業計画の変更認可

(都市計画課) 四

公 告

特定非営利活動促進法第十條第二項の規定による公告

(県民生活文化課) 四

右

(同) 四

特定非営利活動促進法第二十五條第五項において準用する

(同) 四

同法第十條第二項の規定による公告

(同) 五

建設業者の許可の取消し

(三八地域民局) 五

右

(同) 五

出先機関

土地改良区の役員の退任

(三八地域民局) 六

告

示

青森県告示第百三十六号

平成十三年四月一日青森県告示第百二十八号(青森県個人情報保護条例第二十條第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

表歯科技工士試験の項中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

青森県告示第百三十七号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二條第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者名(製作者名)	該当条項
110111	書籍	恋愛白書パステル 三月号	宙出版	青森県青少年健全育成条例
		一九六二五	三	

一〇三六	裏モノ JAPAN 三月号	〇一八五三	鉄人社	第十二条第一 項第一号該当
一〇三五	Young Love Comi c a y a 三月号	一八八一五三	宙出版	
一〇三六	増刊ナツクルズS 実話ナツクルズ3 / 15増刊 PIECE 四八七八三	三	ミリオン出版	

青森県告示第百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	洲崎耳鼻咽喉科気管食道科医院	八戸市内丸三丁目一の八	平成三二・七
変更後	洲崎耳鼻咽喉科医院		

青森県告示第百二十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
三戸中央病院 の1	三戸郡三戸町大字川守田字沖中九	平成二十七年二月二十八日

青森県告示第百四十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	ハッピー・ドラッグ五戸店	三戸郡五戸町字中道八の一	平成三二・一
変更後	ハッピー調剤薬局五戸店		

青森県告示第百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
ひまわり薬局田町店	五所川原市字田町四の一	平成三二・一

青森県告示第百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

ヨネネ病	家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の疑いの別	頭数	発生場所又は区域	年月日
牛				一	十和田市	平成二十四・二・七

青森県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年三月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	三四〇号	八戸市南郷区大字泥障作字西山一の五から八戸市南郷区大字泥障作字下長根二の三六まで	前 七六・〇〇メートルから	二、〇七六・〇〇メートル		
2	県道	弘前柏線	弘前市大字大川字見乗三の三から弘前市大字大川字見乗二七の二まで	前 九・七・四〇メートルから	三・一・三七メートル		
			弘前市大字大川字見乗二六の四から弘前市大字大川字見乗二六の四まで	後 八・三・三〇メートルから	五・二・八一メートル		
3	国道	三三八号	下北郡大間町大字大間字細間三の五から下北郡大間町大字大間字奥戸上道一九の二まで	前 三・七・五〇メートルから	六・八七・一〇メートル		
			後 三・三・四〇メートルから	六・八七・一〇メートル			

4	県道	上野十和田線	十和田市大字立崎字堤尻五三の二から 十和田市大字八斗沢字林ノ後二五の七まで	後	前	四・六〇メートルから 四七・二〇メートルまで	七〇五・三〇メートル
						四・四〇メートルから 四七・二〇メートルまで	七〇〇・〇〇メートル

青森県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浪岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十四年二月二十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

浪岡都市計画下水道事業（青森市公共下水道）

三 事業施行期間

平成二十年十月二十二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十一年二月二十三日青森県告示第百一号）の事業地のうち、青森市浪岡大字杉沢字山元及び大字女鹿沢字平野地内の各一部において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年二月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北東北搜索犬チーム

三 代表者の氏名

岩本 良二

四 主たる事務所の所在地

青森市浪岡大字樽沢字村元三六五の四

五 定款に記載された目的

この法人は、真に社会に役立つ搜索犬を育て、犬と人が一体となって、社会の安全・安心のために貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年二月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北通りNPO

三 代表者の氏名

野崎 信行

四 主たる事務所の所在地

下北郡大間町大字大間字根田内八の一六五

五 定款に記載された目的

この法人は、公共政策に携わる全ての機関に対して、公共政策の支援、公共政策に資する公益活動その他の活動の支援、公共政策に資する非営利事業その他の事業の支援、活動及び事業を行い、もって国民や一般市民の幸福と福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅生活

三 代表者の氏名

佐藤 明子

四 主たる事務所の所在地

上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二二六の二

五 定款に記載された目的

この法人は、県内の高齢者、障害者に対して、居宅介護支援に関する事業、地域生活援助事業を行うことによつて高齢者、障害者などの福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ジェイプラス

二 代表者の氏名 中渡 忠

三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代三丁目二の三一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第三〇〇四六四号

五 取消年月日 平成二十四年一月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十四年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 荒川建築

二 氏名 荒川 日出美

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字下大久保九の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七三二二号

五 取消年月日 平成二十四年一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

建設、大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可  
平成二十三年十二月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社なくい塗装工業

二 代表者の氏名 名久井 東祐

三 主たる営業所の所在地 八戸市柏崎四丁目一四の三九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第三〇〇二五二号

五 取消年月日 平成二十四年一月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

土地改良区の役員  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員  
の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

出 先 機 関

土地改良区の役員

馬淵川土地改良区から、次のとおり役員  
の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年二月二十九日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所          | 退任の年月日   |
|-------------------|--------|-----------------|----------|
| 理事                | 大島 勇一  | 八戸市大字尻内町字田端山九の九 | 平成二十四・二元 |

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭